

「父がやった」は 責任逃れの口実

議会議員の責任は重大

山田壽一議員の辞職勧告決議案に対する西澤議員の賛成討論（要旨）を紹介します。（小見出しは編集者）

宅内調査に備えた バイパス管の構造

金澤議員などが言うように、山田議員が調査同意書を提出したことをもって、山田議員が盗水に關与していないと思っている方々への回答は、盗水バイパス管の構造がどのようになっているかを見れば、すぐに理解できると思います。私と丸山光雄議員は掘削調査に立ち会ったので（写真も撮って、）確認しています。バイパス管の途中にバルブがあり、その先端が地表のギリギリのところに出ていて、マイナスドライバーで操作できるようにになっており、普段はそれが見えないように物が置いています。山田議員は、いざ調査などの時には、そのバルブをマイナスドライバーで閉めれば、盗水バイパス管からの水は止められると考えたと見られ、安心し

て同意書を提出したものと思われる。現に11月の調査の際には止水栓を閉めたのに、約30分間蛇口から水道水が流れ、（バイパス管のバルブを閉めたため）水が止まったのです。

居座り許されず

現在、確かに山田議員は刑が確定したわけでも、起訴されたわけでもない段階です。しかし、町の財産を盗んだという不正行為は、「たまたま」とか「でき心」などでは決してありません。盗水バイパス管をつなぎ、長年にわたり水を盗んだ正真正銘の確信犯です。その上、新聞報道では容疑を認めており、損害金の一部も払ったように聞いています。すでに疑いの段階ではありません。

このような犯罪行為は議会議員と一切、相いれないもので、議員の身分に居座っていること自体が私は不思議でならないのです。

「みそぎ」にあらず

もう一つ賛成する理由で述べたいのは、確かに盗水が発覚してから辞任し、昨年一月の選挙で再選され、みそぎを受けたと本人は

考えておられるかも知れません。しかし、辞任の記者会見で「父がやった責任をとる」との理由を述べて逃げようとした。昨年一月の選挙は山田議員の窃盗容疑ではないとの見方が生まれる余地がありましたが、昨年7月彦根警察署が山田寿一議員の窃盗容疑として立件し、書類送検したのです。

「他にもやってる」？

さらに山田議員だけではないとの意見がありますが、その通りだと私も思います。他の町民もやっているのではないかと、その理由で山田議員の責任がなくなるわけでも、うすまるわけでもありません。議員だからこそ、率先して責任を負わねばならないと確信しています。

やめる以外にない

よって、一月の選挙でみそぎを受けたことには全くならず、刑事責任はもちろんのこと、道義的・政治的な責任が免罪されたものではないことを私は強調したいと考えます。

以上

この黒い石をのけると、隠されていたバルブ栓の先端が見える。この地下に盗水バイパス管が設置されているものと予測をつけ、掘削が始まった。



量水メーターの横を掘ると、盗水バイパス管の開閉を管理していたと見られるマイナスの溝がついたバルブが現れ、塩ビ管も出てきた。



量水メーター手前の本管にティーズと呼ばれる部品をつないだバイパス管の全容が現れた。古くから盗水バイパス管を設置したと見られる古い塩ビ管も埋もれていた。

上記の写真は3枚とも
2011年12月8日＝山田議員宅

変えよう みんなで 良識とおる町へ

— まず解決したい 議員の盗水問題 —

「町の水道を盗んだ議員はダメ」…。多くの町民の声が上がっているにもかかわらず、居座る議員に対し、かろうじて議会の良識が保たれた形です。3月議会最終日の21日、山田壽一議員に対する辞職勧告決議が5対5の可否同数となり、建部議長の裁定により可決しました。この決議に法的拘束力（強制力）はありません。

同決議に対する各議員の態度は次の通り。

賛成：建部・藤堂・木村・阪東・西澤・丸山光雄議員

反対：濱野・西川・金澤・野瀬・丸山恵二議員

山田議員は地方自治法第117条の規定により除斥。

山田壽一議員に対する 辞職勧告決議

山田議員に対する辞職勧告決議は次の通りです。

本町の議会議員が町の水道水を盗んでいたことに対する町民の怒りは予想以上に強いものがある。

その声の一部を紹介すれば、「甲良町だけでなく、県外にも恥をさらした」

「議員の盗水が許されるのなら、むしろは水道代払わへんで！」などである。同時に、議会そのものの信頼を大きく傷つけている。

「議会は何をしているのや」「どろぼうにも給料を渡しているのか」「町の財産を盗んだ者に議員を続けさせとくのか」など、議会全体と個々の議会議員の責任をきびしく問う声が多い数である。

平成23年12月8日、山田壽一議員宅に対する上水道管の掘削調査で、量水器の手前より宅内に引き込む盗水用のパイプス管が接続されている状態で発見された。翌年1月17日、北川町長が町上水道水

の窃盗罪容疑で告訴した。昨年7月、彦根警察署により書類送検され、現在、大津地方検察庁彦根支部が捜査をすすめている。

一方、町は、不正な手段でまぬがれた水道料金相当額の損害金（山田壽一議員に名義が異動された平成12年8月4日から、町の調査によつて盗水の事実が発見された平成23年11月14日までの約11年間）および行政罰である過料を、法と条例にもとづき山田壽一議員に請求したことを明らかにした。

上記の事実から明らかのように、山田壽一議員は、こともあろうに町民の財産を長年にわたり盗み取り、負担の公平を乱暴に踏みこむる恥ずべきことをしていたのである。その上、町の水道水を盗みながら議員報酬を平然と受け取っていたことは容認することはできない。そして、甲良町の名誉と町民の信頼を深く傷つけてしまったのである。

かかる不正行為は、町民

を代表し「全体の奉仕者」である議会議員が、もともと、断じて許すことのできない。よつて、山田壽一議員は、即刻、甲良町議会議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

当日、記者を含む5人が傍聴する中、藤堂議員が朗読し提案。金澤議員が、平成23年に議員の「調査同意書」を提出している状態は盗水を山田議員が認識していない証拠ではないかなどと質問。

討論で濱野議員が、盗水は良くないとしながら、昨年の選挙で町民の審判を受けているのであり、司法の判断が示されていない現時点でやめさせるのが適切なのではないか疑問、などと反対する意見。西川議員も、盗んだのは悪いとしながら、様子を見守るべきなどと反対討論しました。木村議員、丸山議員、西澤議員が賛成討論を行いました。

【裏面に西澤議員の討論】

山田議員が盗水期間中に
受け取った議員報酬額（推計）
平成17年11月～平成23年12月まで
約2000万円

甲良民報

2013年3月24日 547号
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在土463（西澤）
Tel. Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】